

受付印

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

年 月 日提出 洲本市長様	申請者	住所又は所在地	電話番号																												
		氏名又は名称	特別徴収義務者 指定番号	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																											

地方税法第321条の5の2の規定による市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額	年 月分 (月 日納期分) 以降の納期に係る市民税・県民税特別徴収税額							
申請前6ヶ月間の各月末の給与の支払を受ける者の総人員及び各月の支払総金額 (常は常時勤務者、臨は臨時雇用者)	年 月	常 臨	人 人	円 円	年 月	常 臨	人 人	円 円
	年 月	常 臨	人 人	円 円	年 月	常 臨	人 人	円 円
	年 月	常 臨	人 人	円 円	年 月	常 臨	人 人	円 円
現に市税の滞納があり、または最近において著しい納付遅延があり、それがやむを得ない事由がある場合は、その事由の詳細								
この申請書の提出日以前1年以内に納期の特例につきその承認の取消通知を受けたことの有無	有 ・ 無		取消通知年月日		年 月 日			

◎申請についての説明及び注意事項

申請についての承認条件は、

- 給与の支払を受ける者が(洲本市内在住、市外在住を問わず)常時**10人未満**であること。
- 市税の滞納や納入の遅延がないこと。(やむを得ない場合を除く。)
- 申請書の提出日以前1年以内に納期の特例につきその承認の取消通知を受けていないこと。
以上の条件に該当し、承認を受けた以後に給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合は、遅滞なくその旨を市長に届出なければなりません。

※市処理欄	処理区分	承認	却下	<却下の理由>				
	上記のとおり決定してよろしいか							
	年 月 日							
	課長	課長補佐	係長	係		起案		

納期特例申請書記入例（特別徴収を年2回払いとする場合）

申請者の名称及び住所を、特別徴収指定番号欄には洲本市から通知している指定番号を記入して下さい。

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日提出 洲本市長様	申請者	住所又は所在地	××県△△市○○	電話番号	××-××××-××××
		氏名又は名称	株式会社○○商事	法人番号	××××××△△△△○○○○
			特別徴収義務者 指定番号	特例の適用開始を希望する納期を記入して下さい。	

地方税法第321条の5の2の規定による市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額	令和5年 7月分（8月10日納期分）以降の納期に係る市民税・県民税特別徴収税額							
申請前6ヶ月間の各月末の給与の支払を受ける者の総人員及び各月の支払総金額 （常は常時勤務者、臨は臨時雇用者）	5年 1月	常 臨	5人 2人	1,000,000円 300,000円	5年 4月	常 臨	6人 2人	1,200,000円 300,000円
	5年 2月	常 臨	5人 2人	1,000,000円 300,000円	5年 5月	常 臨	6人 3人	1,200,000円 450,000円
	5年 3月	常 臨	5人 3人	1,000,000円 450,000円	5年 6月	常 臨	6人 3人	1,200,000円 450,000円
現に市税の滞納があり、または最近において著しい納付遅延があり、それがやむを得ない事由がある場合は、その事由の詳細	洲本市在住の従業員数ではなく、従業員の総人員数となります。							
この申請書の提出日以前1年以内に納期の特例につきその承認の取消通知を受けたことの有無	有 ・ 無		取消通知年月日	年 月 日				

◎申請についての説明及び注意事項

- 申請についての承認条件は、
- 給与の支払を受ける者が（洲本市内在住、市外在住を問わず）常時10人未満であること。
 - 市税の滞納や納入の遅延がないこと。（やむを得ない場合を除く。）
 - 申請書の提出日以前1年以内に納期の特例につきその承認の取消通知を受けていないこと。
- 以上の条件に該当し、承認を受けた以後に給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合は、遅滞なくその旨を市長に届出なければなりません。

※市処理欄	処理区分	承認	却下	<却下の理由>	
	上記のとおり決定してよろしいか				
	年 月 日				
	課長	課長補佐	係長	係	起案